

## 令和4年度運営指導結果 サービス種別：通所介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	運営指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
有限会社四国総合介護システム	土佐市	デイサービス高岡	R4.11.9	1 運営規程に実態と相違する事項（営業日、指定通所介護の利用定員）が認められた。	改善済	
株式会社あかつき	南国市	デイサービスきさらぎ	R4.6.16 R4.11.25	1 運営規程に不足する事項（介護職員の職務の内容）及び実態と相違する事項（通常の事業の実施地域、その他運営に関する重要事項）が認められた。 2 非常災害対策について、次の（１）から（４）が認められた。 （１）防災対策マニュアルについて、必要に応じて見直しを行っていない （２）非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を定期的に従業員に周知していない （３）防災対策マニュアルの概要を掲示していない （４）水害・土砂災害を想定した避難訓練を実施していない 3 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 4 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（１）及び（２）が認められた。 （１）利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していないにもかかわらず、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定 （２）利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出していないにもかかわらず、口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定	改善済	
合同会社勇七	須崎市	デイサービスハレ	R4.6.21	1 届出している平面図が実態と相違していることが認められた。 2 利用者の同意を得ていない通所介護計画が認められた。 3 運営規程に実態と相違する事項（通常の事業の実施地域）が認められた。 4 職場におけるハラスメントの防止について、次の（１）及び（２）が認められた。 （１）職場におけるハラスメントの内容を明確化し、従業員に周知・啓発していない （２）相談（苦情を含む。）への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知していない 5 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法人須崎福祉会	須崎市	老人デイサービスセンターしろやま	R4.10.6	なし		
有限会社ワンカラ	穂毛市	デイサービスさくらんぼ	R4.7.7	1 指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た記録がない事例が認められた。 2 通所介護計画を作成していない事例が認められた。 3 通所介護計画に目標達成状況を記録していない事例が認められた。 4 非常災害対策について、次の（１）から（３）が認められた。 （１）防災対策マニュアルの水害・土砂災害対策において、不足する項目（災害に関する情報の入手方法、避難を開始する時期・判断基準、関係機関との連携体制及び避難訓練の実施の定め） （２）防災対策マニュアルの概要を掲示していない （３）地震・津波を想定した避難訓練を２ヶ月から４ヶ月に１回実施していない 5 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
医療法人慈恵会	四万十市	デイサービスなかむら	R4.10.25	1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出していないことが認められた。 2 運営規程に実態と相違する事項（指定通所介護の利用料）が認められた。	改善済	
有限会社西田順天堂薬局	香南市	デイサービスセンター白岩	R4.8.2	1 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法人香南市社会福祉協議会	香南市	通所介護事業所みかんの里	R4.10.6	1 運営規程に実態と相違する事項（従業員の職種、員数及び職務の内容）が認められた。	改善済	
社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会	吾川郡仁淀川町	デイサービスセンター「とちの木園」	R4.11.1	1 届出している平面図が実態と相違していることが認められた。 2 水害・土砂災害を想定した避難訓練を行っていないことが認められた。	改善済	

申請者名	事業所所在地	事業所名	運営指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
四国部品株式会社	高岡郡越知町	デイサービスなごみ	R4.8.4	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活相談員及び介護職員について必要な勤務延時間数を確保していない日が認められた。</li> <li>2 指定通所介護を提供している時間帯に介護職員が配置されていない時間帯が認められた。</li> <li>3 地震・津波を想定した避難訓練を2ヶ月から4ヶ月に1回実施していないことが認められた。</li> <li>4 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（次の（1）及び（2）にもかかわらず、個別機能訓練加算（I）イを算定）が認められた。  （1）機能訓練指導員等が居宅を訪問せずに、個別機能訓練計画を作成  （2）3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅における生活状況を確認していない</li> </ol>	改善済	
社会福祉法人橋原町社会福祉協議会	高岡郡橋原町	デイサービスゆり	R4.6.23	なし		
社会福祉法人明成会	高岡郡四万十町	デイサービスセンター緑林荘	R4.6.7	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通所介護計画に目標達成状況を記録していない事例が認められた。</li> <li>2 防災対策マニュアルの概要を掲示していないことが認められた。</li> </ol>	改善済	